

第 77 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市生涯学習支援センターその他の施設）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市生涯学習支援センターその他の施設（神戸市立自立センターあづま及び神戸市立あづま幼稚園を除く。）

2 指定管理者

神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号

公益財団法人神戸市スポーツ協会

代表理事 國井 総一郎

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

理 由

神戸市生涯学習支援センターその他の施設の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。